CORPORATE GOVERNANCE

Nippon Crucible CO,.Ltd.

最終更新日:2018年11月8日 日本ルツボ株式会社

代表取締役社長 大久保 正志 問合せ先:03-3443-5551 証券コード:5355

http://www.rutsubo.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、経営理念のもと、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定による経営の効率化を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2(4)】

当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いことから、議決権の電子行使及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、機 関投資家及び海外投資家の比率が増えた場合には、議決権の電子行使を可能とする環境作りや招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3-1(2)】

英語での情報の開示は、現在、当社の株主における海外投資家の比率が低いことから、招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の比率が増えた場合には、招集通知の英訳を含め英語での情報開示を検討してまいります。

【補充原則4-1(2)】

当社は、中期計画(平成28年度から平成30年度)を策定しております。

中長期的な経営方針についてはホームページで公表しておりますが、中期計画における具体的な数値目標は社内の経営目標として位置付けており、対外公表は行っておりません。

これは、主要原料の多くを海外に依存しており、為替の変動により影響を大きく受けるため、利益面への影響が大きいことから、数値目標の公表は、決算短信等で単年度のみ公表しております。

中期計画が未達に終わった場合には、原因分析を含め十分検証を行い、次期計画に適切に反映させております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、社外取締役は1名でありますが、各取締役や監査役との意見交換を行い、取締役会では積極的に議論に参加し発言を行うなど 責務を十分果たしております。加えて、当社の場合社外監査役3名が在籍しており、社外役員4名で十分に経営の監視及び監督が果たされている ものと判断しております。

また、現在の当社の規模および当業界の特殊性からみて、現時点では社外取締役の増員は不要と判断しております。

今後、当社を取り巻〈経営環境の変化等により、社外取締役の増員が必要と判断される場合には検討いたします。

【補充原則4-10(1)】

当社は、現在、独立社外取締役は1名であり取締役会の過半数に達しておりません。しかしながら、社外役員4名と取締役社長で構成する諮問委員会を設置し、指名・報酬などの重要な事項に関する検討に当たり適切な関与・助言を得る体制を構築しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取組んでおり、中長期的な経営方針についてはホームページで公表しております。また、経営計画の策定に当たっては、資本コストを的確に把握した上で、中長期的に資本コストを上回るROEを目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との安定的な関係を構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、政策保有株式を保有しております。毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、保有の意義や経済合理性等を検証し、保有の意義が乏しく資本コストに見合っていないと判断する政策保有株式については、保有先企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めてまいります。

また、政策保有株式の議決権行使については、議案ごとに内容を確認し、保有先企業の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に繋がるか 否かという観点から検討を十分行った上で実行いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と役員との間の競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会規程に基づき取締役会で承認を得る手続きとしております。 また、当社と主要株主との取引については、取引内容の合理性及び妥当性について確認し、必要に応じて取締役会で承認を得る手続きとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度は導入しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社グループの企業理念、経営方針、中長期的な経営戦略と対処すべき課題について、ホームページで開示いたしております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示いたしております。

(3)取締役の報酬等については、株主総会の決議による取締役の年間報酬総額の範囲内で、会社の業績や経済環境等を勘案の上、各取締役の役割と責任に応じた報酬としており、事前に社外役員4名と取締役社長で構成する諮問委員会に諮り適切な関与・助言を得た上で、取締役会で決定しております。

(4)経営陣幹部及び取締役については、当社グループの企業価値向上に貢献ができ、また各事業分野における専門知識と豊富な経験を有する者で、かつ人格、見識、能力に優れ、高い倫理観、リスク管理能力を有している者を候補者として選任しております。

監査役については、取締役の職務執行の監査を行うことができる豊富な経験と見識を有し、かつ企業経営若し〈は財務、会計、法務等専門知識を有している者を候補者として選任しております。

経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名に関しては、事前に社外役員4名と取締役社長で構成する諮問委員会に諮り適切な関与・助言を得た上で、取締役会で決定しております。

(5)経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名に関しては、株主総会招集通知及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

【補充原則4-1(1)】

当社は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」において定めております。また、「職務権限 規程」を定め、経営陣が業務執行できる範囲を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたって、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準を満たしている者を候補者として選定しております。選定された独立社外取締役は、経営の監督に必要となる会計・財務、企業統治等の専門的知識と経験を有しており、取締役会の議論に積極的に参加し、独立かつ客観的な立場から助言を行っております。

【補充原則4-11(1)】

当社の取締役会は、当社の各事業分野における専門的知識と豊富な経験を有する社内取締役と公認会計士である社外取締役で構成され、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立する体制としております。

取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1(4)】に記載の通りであります。

【補充原則4-11(2)】

取締役及び監査役の他の上場会社の役員兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11(3)】

当社は、取締役会の機能向上と活性化を図ることを目的に、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施しております。 平成29年度の分析・評価の概要は次のとおりです。

分析・評価の方法

取締役及び監査役全員に対し取締役会の実効性に関するアンケートを行いました。(回答は無記名方式)

アンケートの主な項目は次のとおりです。

- 1.前回の実効性評価の分析結果を踏まえ実施した改善事項への評価 2.取締役会の運営
- 3. 取締役会の議題 4. 取締役会の審議 5. 取締役会の支援体制 6. 取締役会の活性化

アンケートの結果について社外取締役及び社外監査役との意見交換を踏まえ、取締役会において実効性の分析・評価を行いました。 分析・評価の結果の概要

当社の取締役会は、運営・議題・審議等において概ね適切に機能しており、また前回の分析結果を踏まえた改善事項も着実に実施されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価いたしました。一方で中長期的な経営方針や中期計画については審議内容の充実を図る必要があることが確認されました。

当社は、評価結果に基づき、改善すべき事項について取締役会において議論を重ね、引き続き取締役会の実効性の確保・強化に努めてまいります。

【補充原則4-14(2)】

取締役及び監査役が、その役割と責務を果たす上で必要な知識や情報の取得のため、外部セミナーへの参加等、研修の機会を提供しております。

なお、費用については当社が負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主の皆様との対話が重要であると認識しております。

株主の皆様との対話につきましては、管理部門管掌役員が所管し管理部が窓口となって対応いたしております。また、対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底しております。

対話を通じて把握した株主・投資家の意見等につきましては、定期的に取締役会に報告し適切に対応しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡田民雄	656,600	4.86
株式会社みずほ銀行	650,000	4.81
野間一	625,000	4.62
柏屋商事株式会社	550,000	4.07
日本坩堝従業員持株会	451,000	3.34
野村信託銀行株式会社(信託口)	432,464	3.20

東京海上日動火災保険株式会社	280,000	2.07
日本精鉱株式会社	254,000	1.88
三井住友海上火災保険株式会社	238,000	1.76
ヒューリック株式会社	238,000	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	ガラス·土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正夕	屋性				£	会社と	(の)	[係()			
戊 苷	月 11年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
岩谷誠治	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩谷誠治			公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外取締役として当社の経営に 的確な助言をいただけるものと判断したため、 社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と連携して往査に立ち会うとともに、期末決算、四半期決算において監査スケジュール、監査内容及び監査の結果について報告をうけております。更に内部統制においても監査の状況について意見交換を行い業務の適正性を確認しております。 また、内部監査など監査の進捗度会いや、情報・問題音識の共有など情報な換を行っており、連集して事業所及びそ会社の監査を行っておりま

また、内部監査室と監査の進捗度合いや、情報・問題意識の共有など情報交換を行っており、連携して事業所及び子会社の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	の	目係	()				
K	月11年	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
山本博之	他の会社の出身者													
茂木康三郎	他の会社の出身者													
草野成郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- , n 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本博之			長年にわたる銀行および事業会社での勤務を通じて、会計や経営全般に関する豊富な経験・知見を有しておられるため、社外監査役に選任しております。
茂木康三郎			事業会社での経験を通じて、経営全般に関する豊富な知識・経験を有しておられるため、社外監査役に選任しております。
草野成郎			事業会社での経験を通じて、環境・エネルギー および経営全般に関する豊富な知識・経験を 有しておられるため、社外監査役に選任してお ります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員は当社経営陣と直接の利害関係はなく独立性を有しており、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員に選任しております。独立役員として選任するに当たり、草野成郎氏においては監査役会の承認を経て、平成22年6月29日開催の取締役会において、また、岩谷誠治氏においては平成27年6月26日開催の取締役会において独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

月額報酬は役職と責任の大きさ等に基づき、役員賞与は会社の業績や経営内容等を勘案して決定しております。 また、取締役及び経営陣幹部については、中長期的な業績を反映させる観点から、役員持株会を通して自社株を購入し、在任中は保有することと しており、インセンティブについては特別の必要性がないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年度において、当社の取締役及び監査役に支払った報酬は、取締役9名に対し107,680千円(うち社外取締役1名2,600千円を含む)、監査 役4名に対し18,200千円(うち社外監査役4名18,200千円)であります。この報酬金額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含 まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部、内部監査室が連携してサポートを行い、重要な案件については担当取締役より随時、連絡、相談をしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は定期的に取締役会を開催しておりますが、監査役が常時出席して公正な立場から意見を述べております。更に、業務執行取締役及び幹部社員による経営会議を随時開催しており、業務の進捗状況や問題点の把握とその対策などを協議し、情報の共有化を図り、迅速な意思決定による業務執行ができる体制を構築しております。

監査の実施にあたっては、会計監査人が監査役に会計監査の状況を随時報告するほか、監査役が内部監査室から業務の進捗状況や問題点を 聴取し、適切な監査が実施されるよう努めております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。公認会計士は小野敏幸、滝沢勝己の2名となっており、継続関与 年数は7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営に関する重要な事項を審議し、経営方針の徹底、経営計画の予実管理、経営課題に係る対策協議及び重要な日常業務の報告を審議するために現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月7日に発送いたしました。
その他	平成30年6月5日に当社および東京証券取引所のホームページにて、株主総会招集通知 の発送前開示を行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の毎
		無
IR資料のホームページ掲載	http://www.rutsubo.com/ir/index.htmlのIR情報のなかで、資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部 総務人事課	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	経営理念、コーポレートガバナンス基本方針等により定めております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、どんなに優れた技術であっても地球環境にダメージをあたえてはならないと考えており、環境に配慮した製品や省エネを追求した製品の開発に取り組んでおります。	
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	経営理念、コーポレートガバナンス基本方針等により定めております。	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築の基本方針」)の内容は以下のとおりであります。

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、コンプライアンスの周知徹底を図り、取締役および使用人が職務の執行にあたり、法令、定款および社内規程を遵守する体制を構築する。
- (2)当社は、監査役会(過半数以上は社外監査役とする)を設置し、取締役の職務の執行についてコンプライアンスの観点から適時監査する。
- (3)内部監査室は、監査を通して重大な法令違反その他定款、社内規程に違反する行為若しくはその恐れがある行為を発見したときは、管理部門と連携し担当取締役に報告する。担当取締役は取締役会および監査役に報告し、適切に対応する。
- (4)内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (5)当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関(警察および弁護士等)と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)事業活動を遂行する上で生じるリスクに対して、管理部門と内部監査室が連携して適時リスク管理状況を監視し、担当取締役に報告の上、必要に応じて取締役会に報告する。
- (2)各事業部門の長は、各所管業務に付随するリスクの状況を管理し、未然防止、再発防止に努め、重大なリスクの発生のおそれがある場合は、速やかに担当取締役に報告し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (3)大規模災害など緊急かつ重大なリスクが発生した場合に備え、事業継続計画(BCP)を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)中期経営計画および年度計画を策定の上、達成すべき目標を明確にし職務を執行する。また、定期的に計画の達成状況を取締役会で検証する。
- (2)取締役会および経営会議を定期的に開催し、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図る。
- 5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社の経営理念および内部統制システムの推進体制を当社およびグループで共有し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2)関係会社担当部門は、グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要な事項について定期的な報告を受けるとともに、内部監査室および管理部門、監査役が連携して業務の適正性を確保する。
- (3)当社はグループ会社へ取締役または監査役を派遣し、業務執行の状況を把握するとともに、十分な監査を行う。
- (4)内部通報制度はグループ各社へも適用する。
- 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
- (2)監査役は当該使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (3)内部監査室は監査役と連携を密にし情報の共有と交換に努める。
- (4) 当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。
- 7.当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたこととを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- (2)当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生の恐れがあるとき、または重大な法令違反その他社内規程に違反する行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。
- (3)当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。
- 8.監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。
- 9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)経営からの独立性を保ちつつ、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2)監査役会は社長との間で定期的な意見交換会を開催する。
- (3)監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関(警察および弁護士等)と連携し、法的対応を含め毅然とした対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の経営理念や利害関係者の信用を十分に理解した上で、株主共同の利益を確保し、企業価値の向上を図り、配当等株主還元策を実施することが経営の重要な課題であると考えております。またIRを推進し当社の成長性と安定性を株主の皆様にご理解いただくことが基本的対策であると考え実行しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向け、体制の整備や強化の取り組みを進め、健全な企業運営に邁進していく所存であります。

